

## 母子及び父子並びに寡婦福祉法

(定義)

### 第6条

6 この法律において「母子・父子福祉団体」とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（配偶者のない女子であつて民法第877条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）又は配偶者のない男子であつて同条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。）をいう。第8条第2項において同じ。）の福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする次の各号に掲げる法人であつて当該各号に定めるその役員の過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるものをいう。

1 社会福祉法人 理事

2 前号に掲げるもののほか、営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるもの 厚生労働省令で定める役員

(売店等の設置の許可)

第25条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子・父子福祉団体からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、雑誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売し、又は理容業、美容業等の業務を行うために、売店又は理容所、美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により売店その他の施設を設置することを許された者は、病気その他正当な理由がある場合のほかは、自らその業務に従事し、又は当該母子・父子福祉団体が使用する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをその業務に従事させなければならない。

3 都道府県知事は、第1項に規定する売店その他の施設の設置及びその運営を円滑にするため、当該都道府県の区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、かつ、公共的施設内における売店等の設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子・父子福祉団体に知らせる措置を講じなければならない。

## 施行規則

(法第6条第6項第2号に規定する厚生労働省令で定める法人等)

**第1条** 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第6項第2号に規定する厚生労働省令で定める法人は、次の各号に掲げる法人とし、同項第2号に規定する厚生労働省令で定める役員は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める役員とする。

- 1 公益社団法人又は公益財団法人 理事
- 2 一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）のうち、次に掲げるもの 理事
  - イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的とせず、かつ、その事業を運営するための組織が適正である法人であつて次に掲げる要件を全て満たすもの（清算中に次に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。）
    - (1) その定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。
    - (2) その定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。
      - (i) 公益社団法人又は公益財団法人
      - (ii) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号イからトまでに掲げる法人
    - (3) (1)及び(2)の定款の定め反する行為（(1)、(2)及び(4)に掲げる要件の全てに該当していた期間において、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行つたことがないこと。
    - (4) 各理事（清算人を含む。以下この(4)及びロ(7)において同じ。）について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と次に掲げる特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。
      - (i) 当該理事の配偶者
      - (ii) 当該理事の三親等以内の親族
      - (iii) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
      - (iv) 当該理事の使用人
    - (v) (i)から(iv)までに掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの
    - (vi) (iii)から(iv)までに掲げる者と生計を一にするこれらの者

の配偶者又は三親等以内の親族

□ その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行い、かつ、その事業を運営するための組織が適正である法人であつて次に掲げる要件を全て満たすもの（清算中に次に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。）

- (1) その会員の相互の支援、交流、連絡その他の当該会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること。
- (2) その定款（定款に基づく約款その他これに準ずるものを含む。）に、その会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又は当該金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがあること。
- (3) その主たる事業として収益事業を行つていないこと。
- (4) その定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。
- (5) その定款に解散したときはその剰余財産が特定の個人又は団体（国若しくは地方公共団体、イ（2）（i）若しくは（i i）に掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除く。）に帰属する旨の定めがないこと。
- (6) （1）から（5）まで及び（7）に掲げる要件の全てに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
- (7) 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事とイ（4）（i）から（v i）までに掲げる特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

3 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項 に規定する特定非営利活動法人 理事